

香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月27日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第13号

香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市立学校施設使用条例施行規則（平成21年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午後5時」を「午後7時」に改める。

第3条第3項中「許可書」の次に「の写し」を加える。

第4条中「又は変更許可書」を「の写し及び変更許可書の写し（使用許可に係る事項の変更の許可を受けているときに限る。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第8条関係）

区分	附属設備の名称	単位	1回当たりの使用料
体育館	ピアノ	1台	円 100
	放送設備	1式	100
運動場	放送設備	1式	100
備考 1回とは、条例別表に定める昼間1、昼間2又は夜間の使用区分をいう。			

第1号様式中「（毎週 曜日）」を「（ 曜日）」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

香芝市立学校施設使用許可書

年 月 日

所在地

団体の名称

代表者氏名 様

香芝市教育委員会



年 月 日付で申請のあった香芝市立学校施設の使用の許可について、  
次のとおり許可します。

使用場所	香芝市立 学校(体育館・武道場・弓道場・運動場)		
使用日 (使用期間)	年 月 日から 年 月 日まで( 曜日)		
使用時間	時 分から 時 分まで		
使用目的			
使用人数	人	附属設備	
使用料			円
許可条件			

許可番号第 号

年 月 日

第3号様式中 「

許可番号及び許可年月日	第 号 年
-------------	-------

月 日」を「

許可番号及び許可年月日	
使用場所	香芝市立 学

第 号 年 月 日  
校（体育館・武道場・弓道場・運動場）」に、「差引追加納付額」を「差

額」に、「使用許可書」を「許可書の写し」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

香芝市立学校施設使用変更許可書

年 月 日

所在地

団体の名称

代表者氏名 様

香芝市教育委員会



年 月 日付で申請のあった香芝市立学校施設の使用変更の許可について、次のとおり許可します。

許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
使用場所	香芝市立 学校(体育館・武道場・弓道場・運動場)
変更事項	
変更前の使用料	円
変更後の使用料	円
差額	円
許可条件	

許可番号第 号  
年 月 日

第5号様式中

許可番号及び許可年月日

第 号 年

月 日

を

許可番号及び許可年月日

使用場所

香芝市立 学

使用を中止する日

第 号 年 月 日

校（体育館・武道場・弓道場・運動場）

年 月 日

に、「使用許可書又は使用変更

許可書」を「許可書の写し及び変更許可書の写し（変更の許可を受けているときに限る。）」に改める。

第6号様式及び第7号様式中

使用目的

使用内容

使用日（使用期間）

年 月

使用時間

日から 年 月 日まで（毎週 曜日）

時 分から 時 分まで

を

使用場所

使用日（使用期

使用時間

使用目的

香芝市立 学校（体育館・武道場・弓道場・運動場）

間） 年 月 日から 年 月 日まで（ 曜日）

時 分から 時 分まで

に

改める。

第8号様式中

許可番号及び許可年月日

第 号 年

「  

月 日
-----

 」を「  

許可番号及び許可年月日	
使用場所	香芝市立 学

 」

「  

第 号 年 月 日
校（体育館・武道場・弓道場・運動場）

 」に改め、「使用日」の次に「（

使用期間）」を加え、「  

納付年月日	年
-------	---

 」

「  

月 日
-----

 」を「  

納付年月日	
使用を中止した日	

 」

「  

年 月 日
年 月 日

 」に改め、「（注） 使用

許可書又は使用変更許可書を添付してください。」を削る。

第9号様式中

許可番号及び許可年月日

第 号 年

「  

月 日
-----

 」を「  

許可番号及び許可年月日	
使用場所	香芝市立 学

 」

「  

第 号 年 月 日
校（体育館・武道場・弓道場・運動場）

 」に改め、「使用日」の次に「（

使用期間）」を加え、「  

納付年月日	年
-------	---

 」

「  

月 日
-----

 」を「  

納付年月日	
使用を中止した日	

 」

年 月 日
年 月 日

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の香芝市立学校施設使用条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の香芝市立学校施設使用条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。